

保育園・認定こども園(保育園コース)の入園申請について

質問①	保育施設はどのように選んだらいいですか？
回答①	市内には、保育園、認定こども園、小規模保育事業所などが市域全域にありますので、通園可能な範囲でどこでもお選びいただけます。市内の保育施設は以下の二次元コードから市ホームページをご確認ください。なお、保育施設を選ぶ際は、実際に園に見学に行ってください。園のホームページ等でも教育保育方針や活動内容、入園後の実費等についてご確認ください。 
質問②	0～2歳児の保育施設を希望したら、3歳児以降はどうなりますか。預け先がないのではないかと心配です。
回答②	3歳児以降の預け先は、就労する保護者のお子さんでも保育園だけでなく、認定こども園や私立幼稚園も選んでいただけるなど施設の選択肢が増えます。また市内だけでなく市外の園も選んでいただけます。詳しくは以下の二次元コードから市ホームページをご確認ください。 
質問③	箕面市に転入する予定です。保育園の入園申請はできますか？
回答③	入園希望月の1日までに箕面市に転入予定のかたは、直接箕面市に申請いただけます。内定し入園する場合、入園月の1日までに必ず箕面市に転入していただく必要があります。入園希望月の2日以降に転入予定の場合はその月の入園申請はできませんので、翌月以降の入園申請をご検討ください。
質問④	早く入園申請書を提出したほうが選考に有利ですか。また、窓口への来庁回数が多いほうが有利ですか？
回答④	入園申請書の受け付けの順番や窓口への来庁回数は、選考に影響しません。締切までに余裕をもって申請書をご提出ください。
質問⑤	締切を過ぎたら、入園の申請はできませんか？
回答⑤	入園の申請書の提出は締切を過ぎると受付できませんので、不足書類も含めて締切までにご提出ください。
質問⑥	窓口はいつが混みますか。
回答⑥	受付最終日※や、夕方は混み合う傾向にあります。申請書等は必ず記入の上、お持ちいただき、受付時間の短縮にご協力ください。 ※受付最終日とは、入園希望月の前月5日（日・祝日の場合は翌開庁日）です。なお1～4月の締め切りは異なります。
質問⑦	1月から2月上旬に出産予定ですが、4月から復職を考えており保育施設への入園を考えています。申請時点ではまだ出生前ですが、4月入園は申請できますか？
回答⑦	保育施設は入園日時点で生後57日目以降から入園できますので、4月入園であれば、2月3日（うるう年の場合は2月4日）までに出産予定のかたは申請いただけます。
質問⑧	定員に空きがない保育施設でも、希望することはできますか？
回答⑧	現在、定員に空きがない保育施設でも、今後辞退や退園されるかたがいたり、職員体制の調整により新たに児童を受け入れることができるようになる可能性もありますので、希望施設としてご記入いただけます。

質問⑨	必ず復職しないといけないので、保留(待機)になると困ります。保留(待機)にならないようにするにはどうしたらよいですか？
回答⑨	<p>入園選考では、利用希望施設として記入された施設のみ、希望順位の順に選考を行います。第1希望のみの記入の場合、ご記入いただいた保育施設が定員に達すると、その時点で保留(待機)となり選考は終了となります。申請時に第2・第3希望以降、複数園の記入があれば、希望順位の順にさらに選考が可能となり、内定の可能性が広がります。(保護者が送迎できる範囲で複数園ご記入ください。)</p> <p>また、0～2歳児のお子さんについては、0～2歳対象の施設も検討してください。3歳児以降のおさんは、3歳児から入園できる認定こども園(保育園コース)のほか、預かり保育のある私立幼稚園・認定こども園(幼稚園コース)も併せて検討してください。預かり保育も無償化の対象(上限あり)です。</p>
質問⑩	利用希望施設をたくさん記入すると、希望順位の低い施設にされてしまいませんか。第1希望のみを1園だけ記入したほうが有利ですか？
回答⑩	ご記入いただいた希望順に選考していきますので、希望順位が低い保育施設が優先されることはありません。希望園数については、回答⑨をご確認ください。
質問⑪	児童調書に記載している体調や病気等は、選考に影響ありますか？
回答⑪	入園選考に影響はありません。児童が安心して保育園で生活する上で大切な情報となりますので、正確な情報をご記入ください。
質問⑫	申請後に就労内容等の状況に変更があった場合、連絡する必要はありますか？
回答⑫	<p>選考に影響がある可能性がありますので、早急に子ども総合窓口までご連絡ください。また、就労証明書等を新たにご提出いただく必要がありますのでご準備ください。</p> <p>退職されるかたは、退職する事がわかった時点で、子ども総合窓口までご連絡ください。</p>
質問⑬	各種書類の提出を児童の祖父母から行うことは可能ですか？
回答⑬	原則児童の保護者から提出された書類のみ受け付けます。ただし、何らかの事情により対応が難しい場合は、委任状の提出により受付させていただきますので、子ども総合窓口までご相談ください。
質問⑭	申請児童のきょうだいも幼稚園に入園しているのですが、在園証明書は必要ですか？
回答⑭	在園証明書の提出は不要です。申請書にきょうだいの在籍施設をご記入ください。
質問⑮	待機になった場合の記入欄で育休延長に <input checked="" type="checkbox"/> すると選考で不利になりますか？
回答⑮	選考に影響はありません。
質問⑯	2歳児までの園に内定した場合、3歳児以降は提携の園に自動で入れますか？
回答⑯	<p>3歳児以降については、保育園や認定こども園(保育園コース)への入園を希望される場合は、転園申請を提出していただく必要があります。内定は選考によって決定します。満3歳到達後、最初の4月に転園を希望される場合は、2歳児までの園を卒園する児童として加点があります。</p> <p>なお、認定こども園幼稚園コースや、私立幼稚園を希望される場合は、直接園に申込みをしてください。</p>